

全国民闘連ニュース

第 90 号

1994年

7月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36ノーリンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
☎210 川崎市川崎区桜本 1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



「雇用差別撤廃—アメリカの経験に学ぶ」学習会
1994年6月23日 大阪府同和地区総合福祉センター

— も く じ —

- 雇用差別撤廃—アメリカの経験に学ぶ学習会開催..... P 2
- 続発する就職差別
ホロン(株)が近畿大学生を国籍を理由に応募拒否！..... P 5
- 郵便局国籍条項撤廃10周年記念集会開かれる..... P 7
- 在日の戦後補償を求める裁判..... P 10

雇用差別撤廃－アメリカの経験に学ぶ 学習会開催

編集部

大阪民闘連では、去る6月23日(木)、ジョイ・チェリアンさんを講師に招いて、アメリカのマイノリティの雇用差別の現状と60年代以降の差別撤廃のとりくみについての学習会を設定した。チェリアンさんはアジア系アメリカ人の立場で、合衆国雇用平等委員会のコミッショナーとして、マイノリティの雇用平等実現に尽力している人である。講演内容は在日韓国・朝鮮人にとって、励まされるものであったが、一方、日米の政府の施策にあまりにも落差のあることも痛感させられた。以下、当日の内容を要約して掲載する。

◆アジア系最初のEEOC委員

私は27年前、たった28セントをポケットに入れて、インドからアメリカにやってきました。移民してずいぶん経ったあと、連邦政府の一機関であるEEOC (Equal Employment Opportunity Commission) 雇用平等委員会を構成する5人の運営委員会の一人になりました。これは連邦政府の一機関ですが、どの省庁あるいはホワイトハウスからも制約を受けない独立した機関です。私は1987年当時レーガン大統領によって任命され、上院の承認を受けました。任期は5年ですが、前任者の残りの任期1年と再任の期間合わせて6年間活動してきました。アジア系アメリカ人としては、最初にEEOCのコミッショナーに任命された人間でした。



◆全てのアメリカ人のために

私はコミッショナーをやってきて、その間、雇用差別を受けている人々のために立ち上がって頑張ってきました。もち

ろん私の所属しているインド系アメリカ人をふくめたマイノリティの雇用上の権利を主張してきましたが、最終的には、それにとどまらず、2億5千万の全てのアメリカ人のために私は頑張ってきたつもりです。

◆「5つの属性」差別禁止法施行

公民権法という法律がありまして、その中の第7編、タイトル7といわれていますが、これは性別、人種、民族、宗教、肌の色、出身地、この5つの属性を理由に差別することを禁止したものです。

このタイトル7がEEOCが施行した最初の法律です。その他に施行した法律として、精神的あるいは身体的障害者にたいする雇用差別や40歳以上の人にたいする年齢差別をしてはいけないという法律などがあります。

◆在米コリアンのケース

EEOCが韓国系アメリカ人に対してどのようなケースでやってきたかということですが、まず韓国系アメリカ人は、アメリカ全土で約100万人います。韓国系アメリカ人は、もりろんアジア系ということですが、祖先が韓国あるいは北朝鮮から来たということを理由に差別されることがあります。それは概念上、出身地差別に該当し、英語では“National Origin”という言葉になります。



しかし、それが問題の全てではなく、韓国系アメリカ人の方が女性であれば、性に基づく差別もあります。40歳以上であれば年齢ということもあります。

また、出身地差別を3つの言葉で集約すると、一つは話す英語のアクセント、二つめは、祖先がアメリカ人ではないこと、三つめは外見です。韓国系アメリカ人の方でもアメリカの市民権を得ていない方もたくさんいます。

アメリカの場合、永住権はグリーンカードという言葉で知られていますが、グリーンカードを持っていることが、市民権を得る一步手前の段階にあたります。ですから、市民権をもっていない人もこれから市民権獲得するという意思表示をすればいいのです。ただしアメリカでは市民権を持っていない理由で雇用上の差別をすることは違法になっています。

◆実際の判例から－昇進差別

女性の韓国系アメリカ人が、連邦政府の財務省の仕事に就いていて、いざ昇進というときに白人の上司から、あなたは英語をアクセント付きで話しているから、納税者があなたの話をわからないといわれました。それで彼女を昇進からはずそうとしたのです。彼女は提訴してEEOCにきました、話を聞いて、5人のコミッショナーは、この問題はアクセントが業務上の妨げになるのではなくて、韓国系の女性が上司になるのがいやだと思ったから、差別されたという判断決定を下しました。EEOCが連邦政府の一機関であるところの財務省を相手取って起訴したわけです。

たとえば、日本の大蔵大臣にあたる財務省の役人が何といおうと、EEOCが最終決定をすることになっています。

もし、EEOCが差別がなかったという決定をした場合、この方は別に、裁判に持ち込むことができるのです。

もう一つの判例で、海軍の仕事をしていて韓国系アメリカ人が、昇進のチャンスがあり、その職に応募しました。これに対し、日本の防衛庁にあたるところが「あなたは、もともと北朝鮮の生まれでアメリカと北朝鮮の国交はなかなか難しいので、いくらアメリカ市民であってもそのような出身地を持つ人を昇進させるのは難しい」といってきました。このケ

ースもEEOCにもちこまれ、私は、その時「キューバ、旧ソ連、ポーランドに生まれた人にも同じ対応をしているのか？出身地で差別するのはよくない」と力説しました。全員、私の意見に同意し、日本の防衛庁にあたるところは、その人を昇進させることにしました。

◆在日コリアンに望むこと

私は在日韓国・朝鮮人の方々に日本国状況の中で均等な機会が提供されていない方、そういった方がいるということで生じた問題があるという認識はしています。

ところで、さきほど申し上げたように私は特定の人々の権利を守るために、コミッショナーをやってきたわけではありません。

すべてのアメリカ人の雇用の権利を守るためにやって来ました。

私はみなさんに、在日韓国・朝鮮人の権利を守るためだけでなく、女性や障害者を守るだけでなく、日本のためにも立ち上がって、権利を主張して、がんばってほしいと思います。

日本という国がそこにいる人をどう取り扱っているかを、外国の人たちはよく見ています。結局、それが、外の人たちにとって、日本を判断する材料になるわけです。「日本のために」とまでコンセプトを拡大したのは、そういう意味であります。是非、ともに頑張りましょう。

続発する就職差別

ホロン(株)が近畿大学生を国籍を理由に応募拒否！

イ チャンジェ
大阪民闘連 李 昌 宰

《事件の概要》

1993年6月、近畿大学4年生のK君が就職活動を行っている時に、ホロン株式会社の求人広告を見て、資料請求を郵送で申し込んだ。ところがホロン株式会社は企業紹介資料ではなく、「弊社の'94年度新卒の応募資格を日本国籍を有する方とさせて頂いておりますので、何卒ご了承のほどよろしくお願い致します。」とした内容の手紙が送り返されてきた。

その学生の訴えにより、大阪民闘連はホロン(株)と2回にわたる事実確認会をおこなってきた。

《「日本国籍に限る」と郵送した理由》

ホロン株式会社は新規卒業者応募を「ファッションビジネス企業研究会社'94」並びに同特別号の求人広告に掲載している。昨年度、資料請求をしてきた学生は200名たらずで(留学生らしき学生3～4名)であった。今年も200名程度の資料準備を考えていたが、不況による就職求人の減少にともない、93年度の資料請求は、1030通にも増え、予想を遥かに上

回った。

これに大慌てしたホロン株式会社は、希望職種が違う学生約300名と留学生と思われる約20名に対して、お断りの文章を郵送した。

《信じられない認識》

ホロン株式会社は、社長・総務課長・人事リーダーで留学生は言葉、就労ビザ、年齢の問題等や研修など社内対応が難しいとして「日本国籍を有する方に限る」とした文書を郵送することを決定した。その結果、本名で資料請求したK君は外国名＝留学生との判断で受験の機会を奪われることになった。

事実確認会のなかで、ホロン株式会社は、在日韓国・朝鮮人の採用実績があるのかという問いに「以前、本籍欄に韓国と書かれた新井という人を採用したことがある」と返答した。しかし、「その人は外国人登録済証明書ではなく、住民票を提出しているが、どういうことなのか」と逆に会社側が問いかけてくるという状況であった。また、本名採用実績については、「新井」という通称名が在日韓

国・朝鮮人の本名であると認識していた。本名と通称名が存在することすら知らない状況である。もちろん創氏改名の歴史認識については、全くと言っていいほどなかった。そのことから分かるように、在日韓国・朝鮮人が日本社会に身近に存在している実態すら認識されていない。

《今回の事件は氷山の一角》

労働省は1977年から各事業所に企業内同和問題研修推進委員の設置(全国100名以上、大阪25名以上)を求めている。しかし、ホロン株式会社は88年に従業員数100人を越えているにもかかわらず、同和問題研修推進委員を設けていなかった。もちろん、そのような会社の体制では民族問題の研修は全くなされていないことはいうまでもない。

今回の事件は、資料請求した中から、会社側が留学生と判断した学生、約20名に対して「日本国籍に限らせて頂きます」と郵送された就職差別事件である。

その中の一人の学生の訴えにより初めて明らかになったといえる。しかし、その他の在日外国人の学生は、門前払いをされてもそれを指摘することもなく、差別に泣き寝入りせざるを得ない状況にあることが伺える。事実、K君にしても近畿大学就職部に対して、就職差別であるとして訴えてたところ、大学側の担当者は「他の企業を探しなさい」と指導しており(民闘連ニュース87号参照)、この

ことから分かるように、就職差別として上がってくるのは、氷山の一角に過ぎないのである。

《行政指導や法整備が必要》

在日韓国・朝鮮人の意識の中には、親の世代や先輩たちの厳しい体験から、就職差別は日常的なものという認識があり仕方がないと諦めているケースがほとんどである。

確かに今では、今回のように堂々と文面に就職差別を露呈する企業は減少しているが、就職活動をする中で差別ではないかと思われる経験をした在日学生は数多くいる。

一方、ホロン株式会社を含め、民族問題に対する社内啓発をしている企業は少ない。まして、在日韓国・朝鮮人の存在すら認識していない状況にある企業はまだまだ多いようである。民族差別を規制する何らかの法整備や行政指導などが早急に行わなければ、また、同じような民族差別は繰り返されることは見えている。

今後、ホロン株式会社は、民族差別を二度と起こさないために、今回の事件を真摯に反省し、問題点を整理し、具体的社内体制の改善が必要である。私たちはホロン株式会社が民族差別撤廃を推進する企業になるように、今後の取り組みを見守っていきたい。

郵便外務職国籍条項撤廃 10周年記念集会開かれる

キム チョルニョン
郵便局同胞の会 金哲年



「同胞の会」結成まで

今年は郵便外務職差別「国籍条項」が撤廃されて10年目です。これを機会に「国籍条項」が撤廃された経過、「郵便局同胞の会」結成及び活動を振り返ってみたいと思います。

1983年2人の高校生が「なぜ日本に生まれ育った僕たちが、郵便配達をしらいけないのか」といった思いから始まった闘いでした。その思いに、地域、職場等多くの日本人と在日韓国・朝鮮人が郵便外務職国籍条項撤廃に向けての、声を広げる中で、1984年5月24日郵便外務職（選考試験）に限って国籍条項は撤廃されました。国籍条項をもうけている職場労働者が立ち上がった意義は極めて大きいといえます。

1985年、郵政省で初の在日韓国・朝鮮人が採用されました。私達同胞が初めて顔を合わせたとき、心にほっとしたやすらぎがありました。一方で郵便局の職場では国籍条項撤廃後から民族差別事件が後を絶たず発生しました。長きにわたる国籍条項が民族差別をしても、民族差別であるということを気付かない体質にしまいました。私達は、そのことを怒りに感じ、本名で安心して働ける職場をめざし「郵便局同胞の会」を1987年に結成しました。

今ではメンバーが20名に

「郵便局同胞の会」は20名と会員が増え、本名では15名が働いています。毎年、私達が主催している「郵便外務職試験合格のための学習会」から試験に合格した

メンバーや採用された在日韓国・朝鮮人が会員となっています。

郵便局で採用された私達は、月1回の定例会などで様々な思いを語り合ってきました。その間、結婚し家庭を持つ者や、配達途中けがをし、入院する者や、郵政内部試験に挑み自分の可能性を試すものなど多くの出来事がありました。とりわけ郵便外務職差別「国籍条項」撤廃5周年を迎えての集会は、職場で働く人々が中心になり、約700人近い人々が集会に参加しました。集会のサブタイトル(希望)を胸に共に働く職場の実現を集会で確信しました。

残された課題は「内務職」の壁

その集会から5年、今、私達は、郵便内務職国籍条項撤廃の実現に向けて取り組みを始める事を決意しました。同胞採用から9年、職場の同僚からは郵便内務職国籍条項撤廃を求める声が相次いでいます。また、外務作業中にけがなどで仕事ができなくなったとき職場を奪われる不安や郵政の職場で将来の可能性に向かってチャレンジできない不満の声が起っています。

私達は、全ての郵便局の職場で在日韓国・朝鮮人が働ける職場をめざし、共に生活し、仕事をしている実態をつくることにより、今日まで残されている国籍条項がいかに不合理なものであるかを伝え

ていくため、子ども達に胸張って、郵便局を受験できることを伝えていくために、職場・地域のみなさんに郵便内務職の国籍条項を撤廃していく闘いを呼びかけるために1994年6月4日に郵便外務職国籍条項撤廃10周年記念集会を開催するに至りました。

「同胞の会」の金哲年(キムチョルニョン)新代表が決まる。

場所は浪速解放会館で6時半開会が始まりました。そして、今年の4月から李昌宰前代表に代わって「郵便局同胞の会」の新代表になった金哲年からあいさつがあり、来賓(全通大阪地区・大阪郵便局部落解放連合研究会・全通障害者連絡会等)あいさつをいただきました。次に副代表の金延守から基調報告で郵便外務職国籍条項撤廃の経過、郵政部内の現状課題等の提起がありました。

「郵便外務職差別」国籍条項撤廃10周年記念集

「郵便内務職差別『国籍条項』撤廃に在日韓国・朝鮮人問題を」郵便局同胞の会、

「郵便局同胞の会」金哲年新代表

講演と涙と笑いの“実話寸劇”

そして、いかに国籍条項が不合理であるかというところを兵庫民関連の黄光男氏より「在日韓国・朝鮮人が公務員になる意味」と題して講演していただきました。次に集会のメインでもあり、初めて取り組んだ「郵便局同胞の会の劇」です。内容は郵便外務職撤廃に向けて、李君、孫君とそれを支援する人達が願書を提出するところから、普段郵便局で働く在日韓国・朝鮮人の職場での不安（実際にけがをしたときのこと）や郵便内務職国籍条項が撤廃されて韓国・朝鮮人の郵便局職員が窓口業務をしているといった内容です。集会までほとんど劇の練習もできませんでしたがそこは個性豊かな同胞の会のメンバーです。ここ一番の強さと迫真の演技？で笑いなどもとり何とかしのげ評判も上々でした。

自覚を持って、新たな飛躍を

しかし、まだまだ反省すべき点があります。5周年集会のときと比べ、今回の集会は170人と少なかったことです。これは同胞の会の呼びかけがきっちりとできなかったことに原因があります。あと当日に向けての準備や講師依頼が遅れる等まだまだ組織として甘いところもあります。今後は役割分担をきっちりとし、メンバー一人一人が自覚をもっていく必要があります。

10周年集会をきっちり総括しながら、郵便局内務職国籍条項撤廃、本名で安心して働ける職場をめざして頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

「郵便局同胞の会」のメンバーが
郵便局内務職撤廃にむけて決意表明



陳石一さん、石成基さんの

在日の戦後補償を求める裁判

在日の戦後補償を求める会 南 重行

憲法、人権規約違反を問う

7月15日、東京地方裁判所にてあらそわれてきた陳石一さん、石成基さんの「在日の戦後補償を求める裁判」戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下；援護法と略す）の障害年金却下処分取り消し訴訟が判決を迎える。以下裁判での争点をお伝えしたい。（事件の概要については民関連ニュース58・59合併号、63号参照）

裁判では援護法の戸籍条項・国籍条項が憲法14条あるいは国際人権規約26条に定める法の下に平等に反するか否かが中心に争われた。

日本による被害は日本が責任を

被告（厚生大臣）は戦争被害の補償については高度の政治的判断を要する立法政策の問題である。生活援助をするのは国民の所属する国家の責任であると合理性を主張している。

私達原告は、援護法の立法主旨、台湾人元日本兵らの高裁判決判例からも明ら

かな様に年金は提供した軍務による戦争被害につき国が使用者の立場から給付するものであり、日本国籍の喪失、戸籍法の不適用を理由に援護から排除することは許されないことであると主張している。

また日本国民の義務として戦争に従事させられ、補償については戦争従事の要件とならなかった「戸籍法」の不適用を障害事由とすることは信義誠実の原則および正義の観念に反すると主張。

国際人権規約26条に関し、国連規約人権委員会は本訴訟と同様の事件に対し、「国籍の変動はそれ自体別異の取扱いを正当化する根拠となり得ない」との見解を出している。また、日本からの定期報告書の検討を行った結果、「日本国籍を持っていない者がその恩給等によって差別されている」とのコメントを採択した。

以上の様に国籍条項、戸籍条項は憲法14条、国際人権規約B規約26条に反している。

また、もし国籍条項が憲法、国際人権規約に違反していなくても韓国・朝鮮人の日本国籍喪失はサンフランシスコ平和条約にともなう「原状回復」を根拠としており、判例（韓国人不法入国者の被爆



一九九四年五月二〇日
国会請願行動 東京デモ行進

健康手帳交付申請却下処分事件)、行政実務(1962年援護法第318号通知)から見ても、自らの意思にかかわりなく日本国籍を喪失された人々に対しては援護法という権利消滅事由となる国籍喪失に該当すると解するべきではないと主張。

この問題は「解決済み」ではない

被告は日韓間の両国の国民の間の財産・権利・利益の請求権は日韓協定で完全かつ最終的に解決している。また日韓協定で補償問題が日韓間の特別取り決めの主題となる可能性があったことが国籍条項の根拠となり得たとの主張をしている。

しかし、個人が国家に対して有する補償請求権を国家が放棄、処分することを根拠づける法的根拠はなく、請求権を放棄する旨規定したとしても国家が有する

外交保護権を放棄したにすぎない。

さらに日韓協定2条2項Aでは在日韓国人の財産、権利及び利益は除外する旨の規定がある。被告は本件が2条2項Aに含まれない請求権であると主張しているが、今回の年金請求は国が使用者としての立場からその責務の履行としてとられた救済措置の一種であり、協定合意議事録でみとめられた実態的権利であることは韓国外務部の本訴訟に対する公式見解でも明らかになっている。

陳さんの霊前に、報告を

以上、裁判の主な争点をお伝えした。

なお、志半ばにして他界された陳さんに対する判決は変更なくおこなわれる。

7月15日には是非とも陳さんの霊前で勝訴の報告をおこないたい。

チョンサンゲン

鄭商根さんの戦後補償裁判

8月17日(水) 結審!

行動予定表

1994年8月17日 水曜日

10:00～ 大阪地裁大法廷にて結審
(淀屋橋駅下車徒歩5分)

11:00～ 野外音楽堂にて事後集会

11:30～ デモ行進

野外音楽堂出発

13:30～ 難波解散

主催：鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会

担当：金洋子 きんやんぢや Tel 06-775-2185
大阪市天王寺区東上町8-36-401

理不尽な「日本の戦後補償」

第二次世界大戦中、多くの朝鮮人が日本人として徴兵され、傷つきま

した。戦後四十九年が経過しました。

戦争で手足を失い障害者となった在日韓国・朝鮮人には戦後「日本国

籍でない」事を理由に何の補償もなされていません。

一方、日本人の旧軍人・軍属で負傷した人達には毎年多額の恩給

が支払われ、また戦死した人の遺族にも手厚い援護がなされています。

一世の鄭商根さんが戦後補償を求め、大阪地裁に提訴してもう二年が

経過しました。その裁判も今年中には判決を迎えようとしています。

結審の日程は、忙しい盆で行事もたくさん入ると思いますが、結

審・判決と残り二回しかありません。

悔いの残らない判決にするためには私達は大法廷を支援者の人で一杯

にしたいのです。皆さんの参加を心よりお待ちしております。

当日、裁判終了後、十一時からデモ行動を行います。民族衣装を着

て、チヤングを叩いてシエアラヒコールを叫びながら連行人にこの問題

を理解してもらえよう、御堂筋を歩いていく予定です。今回で最後の

ので是非、参加してください。